



境港管理組合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査を行い、令和7年9月11日付けで提出した「令和6年度境港管理組合歳入歳出決算審査意見書」に付した審査意見について措置を講じた旨の通知があったので公表する。

令和8年4月16日

監査委員 山口和志



監査委員 高務裕子



決算審査意見書に付した審査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

| 審査意見 | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>境港の港勢拡大のための取組みについて</p> <p>(ア) ポートセールスの推進</p> <p>令和6年度の全体取扱貨物量は4年ぶりに減少し、350万トンを下回った。なお、コンテナ貨物取扱量は、韓国航路（韓中航路を含む）は前年度比4.5%減少したものの、国際フィーダー航路が前年度比46.8%の大幅増となり、全体として6.6%の増となっている。</p> <p>一方、クルーズ船の寄港は、令和5年3月には国際クルーズが3年4か月ぶりに再開され、令和6年は過去最大だった平成29年の50.8%まで回復したが、令和5年の28回に対して令和6年は31回であり、寄港数の伸びは限定的である。</p> <p>については、国際フィーダー航路を初めとした取扱貨物量の増やクルーズ船誘致活動による寄港数の増など、ポートセールス活動に一層努め、取扱貨物量やクルーズ船寄港数の過去最大値の水準への早期の回復を図りたい。</p> <p>また、韓国・東海港一境港間の国際定期貨客船（イースタンドリーム号）が令和6年8月に正式就航し、韓国との地域間交流</p> | <p>(ア) ポートセールスの推進</p> <p>2024年問題に伴う海上輸送へのモーダルシフト需要を獲得するため、荷主や運送業者に向けて、令和7年3月に海上輸送へのモーダルシフトセミナーを開催した。セミナーには、鳥取県と島根県の企業を中心に約30名が参加し、具体的な事例紹介を通じて、海上輸送に対する理解を深める機会を提供した。また、令和7年4月及び12月にはRORO船試験寄港を実施したところである。定期的な境港利用につながるよう、今後も取り組みを進める。あわせて、令和7年においては国際フィーダー航路を利用した関東向け航路の検討に取り組んでいるところである。引き続き、境港の日本海側内航航路拡充に取り組む。</p> <p>一方、クルーズ船の寄港について、令和7年は47回の寄港を受け入れており、令和8年の予約状況は過去最高の61回と同程度の寄港を見込んでいる。寄港数が回復する中、更なる寄港獲得を目指した国内外での誘致活動を継続するとともに、船社及び乗客ニーズに対応した新たなツアーの開</p> |

のインフラが復活したことから、従前の顧客回復はもとより、新規顧客を獲得するとともにサイクルツーリズムと連携するなど、貨客拡大を図られたい。

(イ) 施設等を活用した賑わいづくり

令和5年3月に国際クルーズ船の寄港が再開されたことなどから、境夢みなとターミナルの入館者数が、令和4年度約2万5千人から令和5年度約15万7千人に急増し、令和6年度は約18万3千人と更に増加している。令和7年についても44回（4月現在）の寄港が予定されており、引き続きターミナルの利用が予想されることから、境夢みなとターミナル、公共マリーナ、水木しげるロード及び水木しげる記念館、弓ヶ浜サイクリングコースなど、それぞれの施設等の持つ特色、機能を有効に活用した地域の賑わいづくりの推進が大いに期待される。

については、これらの施設等を有機的に結び付けて活用することにより、この地域一帯の賑わいを創出できるよう、ターミナルの待合ホールなど施設等の有効活用に向けた情報発信や地域のイベントなどへの積極的な活用について、関係者と連携した取組みを引き続き進められたい。

(ウ) 港湾施設の整備

令和5年7月に昭和南地区に整備した2基目のガントリークレーンについては、船舶との接触事故により令和6年9月から供用を停止した状態が続いている。

については、関係機関との連携を十分に語り、過大な負担が生じないように留意しつつ、早期の供用再開に努められたい。

拓や2次交通の充実など、寄港地観光の振興や経済効果の向上に取り組む。

また、国際フェリー航路の定着と利用促進を図るため、鳥取県や境港貿易振興会と協調・連携し、運航者への支援（港湾施設使用料の減免措置、航行安全対策のタグボート費用の助成）を実施する。

(イ) 施設等を活用した賑わいづくり

令和6年より境港管理組合公式インスタグラムを開設し、積極的な情報発信を随時行っているところである。また、令和7年4月より境夢みなとターミナルの指定管理者が竹内団地に拠点を置く6社で構成される共同企業体に交代し、施設からの情報発信のみならず、各種集客イベントを積極的に実施され、賑わいづくりに貢献している。

夢みなとエリアの再整備については、令和7年3月に「夢みなとエリア再整備構想（案）」を公表したところである。開催が予定されている国民スポーツ大会での利用を考慮しつつ、本構想の実現に向けて、整備を進めている。

(ウ) 港湾施設の整備

令和6年9月に船舶衝突事故により稼働を停止したガントリークレーン2号機については、原因者との間で和解が成立し、復旧に向けて取り組んでいる。

なお、原因者が応急対策工事（事故後の台風対策）の一部代金を施工業者に支払わない事態が発生し、不払いリスクを考慮したことから、復旧工事の発注ができない事態が生じていたが、令和7年11月に不払い分の支払いが原因者から施工業者にあり、令和7年12月に復旧工事（その1）を契約した。今後発注する復旧工事（その2）と併せ、令和9年3月の復

| | |
|--|---|
| | <p>旧完了を目途に復旧工事を進める。しかしながら、不払いリスクがすべて解消されたとは言いがたいことから、引き続き、原因者と交渉を行いつつ、管理組合の負担が生じないように進めていく。</p> |
|--|---|